



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
条例	神戸市議会基本条例の一部を改正する条例	行財政局法務支援課	1
告示	土壌汚染対策法第11条第2項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定の解除	環境局環境保全課	4
告示	港湾施設の供用休止(ポートアイランド(第2期)-12mK岸壁)	港湾局経営課	5
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	6
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	10
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	13
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	15
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導部	16
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導部	17
告示	神戸市公印規則により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称等の件	行財政局業務改革課	18
公告	農用地利用集積計画の決定	農業委員会事務局	19
公告	神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の概要書の写しの縦覧((仮称)白川地区土地造成事業及び国営明石海峡公園(神戸地区)(神戸国際港都建設計画公園事業九・七・二号しあわせの村))	環境局環境保全課	27
公告	都市公園の区域の変更(須磨寺町公園)	建設局公園部管理課	28
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	29
公告	開発行為に関する工事の完了(長田区浜添通5丁目)他	都市局都市計画課	30
区役所	区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令	地域協働局区役所課	31
区役所	行旅死亡人	北区保健福祉部生活支援課	46
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の休止	水道局配水課	47
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局配水課	48

令和5年10月31日 神戸市公報第3832号

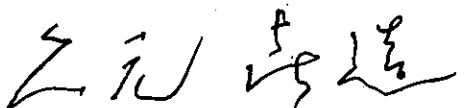
種類	件名	所管部署	ページ
監査委員	監査公表	監査事務局第1課	49

令和5年10月16日神戸市会において可決された次に掲げる条例をここに公布する。

神戸市議会基本条例の一部を改正する条例

令和5年10月31日

神戸市長



神戸市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第11号

神戸市議会基本条例の一部を改正する条例

神戸市議会基本条例（平成24年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第7章 [略]</p> <p>第8章 政治倫理（第23条・<u>第23条の2</u>）</p> <p>第9章、第10章 [略]</p> <p>附則</p> <p><u>（請負状況の透明性確保）</u></p> <p><u>第23条の2 議員は、神戸市に対し請負（地方自治法第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合において、別に定めるところにより、当該</u></p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第7章 [略]</p> <p>第8章 政治倫理（第23条）</p> <p>第9章、第10章 [略]</p> <p>附則</p>

請負の状況を公表するものとする。

第9章 [略]

第9章 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

神戸市告示第409号

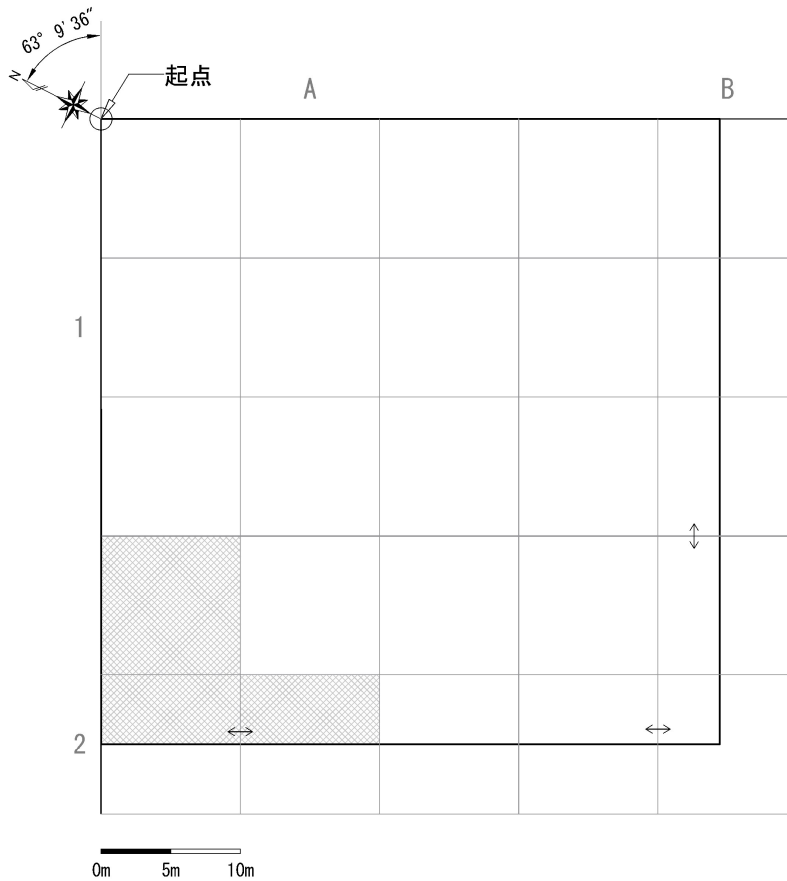
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和5年10月19日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
中央区港島南町3丁目3番7の一部  
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称  
六価クロム化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

別図



<起点>

起点は神戸市中央区港島南町三丁目3番7（地番）の最北端の地点とする。

<格子の回転角度>

63度9分36秒

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 敷地境界
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域
- 統合区画（130㎡以下）

神戸市告示第419号

次の港湾施設について、令和5年11月1日から、その供用を休止する。

令和5年10月31日

神戸市長 久元喜造

供用を休止する港湾施設

岸壁

名 称	位 置	規 模
ポートアイランド（第2期） -12mK 岸壁	神戸市中央区港島8丁目	220m

神戸市告示第420号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条の規定により告示する。

令和5年10月31日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2860190483	訪問看護ステーションおはあさ	兵庫県神戸市東灘区本山南町8丁目6番26号東神戸センタービル	株式会社おはあさ	兵庫県神戸市東灘区本山南町8丁目6番26号	令和5年10月1日	介護予防訪問看護
2860190483	訪問看護ステーションおはあさ	兵庫県神戸市東灘区本山南町8丁目6番26号東神戸センタービル	株式会社おはあさ	兵庫県神戸市東灘区本山南町8丁目6番26号	令和5年10月1日	訪問看護
2860790381	ゲンリ訪問看護リハビリステーション北須磨	兵庫県神戸市須磨区東落合3丁目13-25 ビラ名谷A棟105号	株式会社プリンシプル	兵庫県神戸市須磨区月見山本町一丁目5番26号 須磨月見山ハイツ108号	令和5年10月1日	介護予防訪問看護
2860790381	ゲンリ訪問看護リハビリステーション北須磨	兵庫県神戸市須磨区東落合3丁目13-25 ビラ名谷A棟105号	株式会社プリンシプル	兵庫県神戸市須磨区月見山本町一丁目5番26号 須磨月見山ハイツ108号	令和5年10月1日	訪問看護



令和5年10月31日 神戸市公報第3832号

2865090613	first uni. 訪問看護ステーション	兵庫県神戸市北区鈴蘭台西町3丁目11-1 稲見ヴィラ 3階	株式会社divaces	兵庫県神戸市北区泉台三丁目2番地の6	令和5年10月1日	介護予防訪問看護
2865090613	first uni. 訪問看護ステーション	兵庫県神戸市北区鈴蘭台西町3丁目11-1 稲見ヴィラ 3階	株式会社divaces	兵庫県神戸市北区泉台三丁目2番地の6	令和5年10月1日	訪問看護
2865190645	訪問看護ステーション ちいきと暮らす	兵庫県神戸市中央区多聞通2丁目3-15 山下ビル1F	合同会社ちいきと暮らす	兵庫県神戸市中央区多聞通二丁目3-15 山下ビル1F	令和5年10月1日	介護予防訪問看護
2865190645	訪問看護ステーション ちいきと暮らす	兵庫県神戸市中央区多聞通2丁目3-15 山下ビル1F	合同会社ちいきと暮らす	兵庫県神戸市中央区多聞通二丁目3-15 山下ビル1F	令和5年10月1日	訪問看護
2870504038	デイサービスらしく1号館	兵庫県神戸市兵庫区荒田町1丁目10-3 井上ビル1F	株式会社コムクト	兵庫県神戸市中央区筒井町3丁目2-25	令和5年10月1日	通所介護
2870504046	ラグナケア 荒田	兵庫県神戸市兵庫区荒田町3丁目75-10	社会福祉法人報恩会	兵庫県神戸市兵庫区大開通8丁目1-21-2 階	令和5年10月1日	介護予防短期入所生活介護
2870504046	ラグナケア 荒田	兵庫県神戸市兵庫区荒田町3丁目75-10	社会福祉法人報恩会	兵庫県神戸市兵庫区大開通8丁目1-21-2 階	令和5年10月1日	短期入所生活介護

令和5年10月31日 神戸市公報第3832号

2870603798	介護センター 一きょうど う	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2丁目 2番10号 3階	神戸医療生 活協同組合	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2丁目 2番10号	令和5年10 月1日	居宅介護支 援
2870603806	介護ショッ プきょうど う	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2丁目 1番15号	神戸医療生 活協同組合	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2丁目 2番10号	令和5年10 月1日	介護予防福 祉用具貸与
2870603806	介護ショッ プきょうど う	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2丁目 1番15号	神戸医療生 活協同組合	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2丁目 2番10号	令和5年10 月1日	特定介護予 防福祉用具 販売
2870603806	介護ショッ プきょうど う	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2丁目 1番15号	神戸医療生 活協同組合	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2丁目 2番10号	令和5年10 月1日	特定福祉用 具販売
2870603806	介護ショッ プきょうど う	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2丁目 1番15号	神戸医療生 活協同組合	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2丁目 2番10号	令和5年10 月1日	福祉用具貸 与
2870703614	あさひリハ リゾート白 川台	兵庫県神戸 市須磨区白 川台6丁目 4-5	あさひケア サービス株 式会社	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台南町3- 11-11	令和5年10 月1日	通所介護
2875104453	ケアステー ションプラ ウドワーク	兵庫県神戸 市中央区浜 辺通六丁目 1番1- 213号	株式会社プ ラウドワー ク	大阪府大阪 市中央区安 堂寺町二丁 目6番11号 エスリード 長堀タワー 305号	令和5年10 月1日	訪問介護

令和5年10月31日 神戸市公報第3832号

2875205318	訪問介護ステーション はれた	兵庫県神戸市西区北別府1丁目26-5	株式会社フジイ新聞舗	兵庫県神戸市西区南別府二丁目6番地の3	令和5年10月1日	訪問介護
2875205326	ケアステーション大福	兵庫県神戸市西区池上4-2-10 リバーサイド岡田202	合同会社大福	兵庫県神戸市西区池上4-2-10 リバーサイド岡田202	令和5年10月1日	訪問介護

令和5年10月31日 神戸市公報第3832号

神戸市告示第421号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和5年10月31日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	申請者法人名	申請者所在地	事業所名称	事業所所在地	廃止年月日	サービス種類
2875100097	宮野医療器株式会社	兵庫県神戸市中央区楠町5丁目4-8	ミヤノ健康ショップモイヤン神戸店	兵庫県神戸市中央区楠町5丁目4番8号	令和5年9月6日	居宅介護支援
2810203329	医療法人昭生病院	兵庫県神戸市中央区上筒井通5-1-16	医療法人昭生病院	兵庫県神戸市灘区鶴甲3-13-19	令和5年9月30日	居宅介護支援
2860190251	株式会社イマス	大阪府大阪市中央区淡路町三丁目1番9号	訪問看護ステーションおはあさ	兵庫県神戸市東灘区本山南町8-6-26 東神戸センタービル	令和5年9月30日	介護予防訪問看護
2860190251	株式会社イマス	大阪府大阪市中央区淡路町三丁目1番9号	訪問看護ステーションおはあさ	兵庫県神戸市東灘区本山南町8-6-26 東神戸センタービル	令和5年9月30日	訪問看護
2860590526	株式会社M-SL	大阪府大阪市西成区潮路一丁目9番1号YOUビル2階203号	エスポワール訪問看護ステーション兵庫	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町二丁目1番19号	令和5年9月30日	介護予防訪問看護

2860590526	株式会社M ー S L	大阪府大阪 市西成区潮 路一丁目9 番1号Y O Uビル2階 203号	エスポワ ー ル訪問看護 ステーショ ン兵庫	兵庫県神戸 市兵庫区兵 庫町二丁目 1番19号	令和5年9 月30日	訪問看護
2870600992	株式会社ク リエイト兵 庫	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2丁目 1-15	介護センタ ーきょうど う	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2-2 -10 3階	令和5年9 月30日	居宅介護支 援
2870601800	株式会社ク リエイト兵 庫	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2丁目 1-15	介護ショッ プきょうど う	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2丁目 1-15 1 階	令和5年9 月30日	介護予防福 祉用具貸与
2870601800	株式会社ク リエイト兵 庫	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2丁目 1-15	介護ショッ プきょうど う	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2丁目 1-15 1 階	令和5年9 月30日	特定介護予 防福祉用具 販売
2870601800	株式会社ク リエイト兵 庫	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2丁目 1-15	介護ショッ プきょうど う	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2丁目 1-15 1 階	令和5年9 月30日	特定福祉用 具販売
2870601800	株式会社ク リエイト兵 庫	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2丁目 1-15	介護ショッ プきょうど う	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2丁目 1-15 1 階	令和5年9 月30日	福祉用具貸 与
2875001089	医療法人社 団頭修会	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台西町二丁 目21番5号	居宅介護支 援事業所ケ アセンター サンカトレ ア	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台西町2丁 目22-3	令和5年9 月30日	居宅介護支 援

2875003937	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	ツクイ神戸鈴蘭台	兵庫県神戸市北区北五葉1-5-1ハピネスプラザ105	令和5年9月30日	訪問介護
------------	---------	-----------------------	----------	----------------------------	-----------	------

神戸市告示第422号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和5年10月31日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870504038	デイサービスらしく1号館	兵庫県神戸市兵庫区荒田町1丁目10-3 井上ビル1F	株式会社コムクト	兵庫県神戸市中央区筒井町3丁目2-25	令和5年10月1日	介護予防通所サービス
2870703614	あさひリハビリゾート白川台	兵庫県神戸市須磨区白川台6丁目4-5	あさひケアサービス株式会社	兵庫県神戸市北区鈴蘭台南町3-11-11	令和5年10月1日	介護予防通所サービス
2875205318	訪問介護ステーションはれた	兵庫県神戸市西区北別府1丁目26-5	株式会社フジイ新聞舗	兵庫県神戸市西区南別府二丁目6番地の3	令和5年10月1日	介護予防訪問サービス
2875205326	ケアステーション大福	兵庫県神戸市西区池上4-2-10 リバーサイド岡田202	合同会社大福	兵庫県神戸市西区池上4-2-10 リバーサイド岡田202	令和5年10月1日	介護予防訪問サービス
2875205326	ケアステーション大福	兵庫県神戸市西区池上4-2-10 リバーサイド岡田202	合同会社大福	兵庫県神戸市西区池上4-2-10 リバーサイド岡田202	令和5年10月1日	生活支援訪問サービス

令和5年10月31日 神戸市公報第3832号

2890100452	リハビリデ イサービス マハロ	兵庫県神戸 市東灘区深 江浜町124 番地ユニハ イム東灘 101	合同会社B mC	大阪府大阪 市都島区高 倉町3丁目 2-28	令和5年10 月1日	介護予防通 所サービス
2890100460	リハビリテ ーションと 憩いの場 わくわくさ ん	兵庫県神戸 市東灘区魚 崎北町1丁 目13番9号	株式会社R E-GRA CE	兵庫県芦屋 市陽光町8 番20-1103 号	令和5年10 月1日	介護予防通 所サービス
2890500271	ラグナケア 荒田	兵庫県神戸 市兵庫区荒 田町3丁目 75-10	社会福祉法 人報恩会	兵庫県神戸 市兵庫区大 開通8丁目 1番21号- 2階	令和5年10 月1日	介護予防通 所サービス



神戸市告示第423号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和5年10月31日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	申請者法人名	申請者所在地	事業所名称	事業所所在地	廃止年月日	サービス種類
2872005604	株式会社ハッピーアズラリー	兵庫県明石市中崎2-8-101	ハッピーアズラリーケア	兵庫県明石市中崎2-8-101	令和5年9月1日	介護予防訪問サービス
2875001709	有限会社広陵介護センター	兵庫県神戸市北区広陵町6丁目70番地	デイサービス広陵	兵庫県神戸市北区広陵町6丁目70番地	令和5年9月30日	介護予防通所サービス
2875003937	株式会社ツクイ	神奈川県横浜港南区上大岡西一丁目6番1号	ツクイ神戸鈴蘭台	兵庫県神戸市北区北五葉1-5-1ハピネスプラザ105	令和5年9月30日	介護予防訪問サービス
2890500230	株式会社コムクト	兵庫県神戸市中央区筒井町3丁目2番25号	デイサービスらしく1号館	兵庫県神戸市兵庫区荒田町1丁目10-3 井上ビル1F	令和5年9月30日	介護予防通所サービス

令和5年10月31日 神戸市公報第3832号

神戸市告示第424号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和5年10月31日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2890100452	リハビリデイサービスマハロ	兵庫県神戸市東灘区深江浜町124番地ユニハイム東灘101	合同会社BmC	大阪府大阪市都島区高倉町3丁目2-28	令和5年10月1日	地域密着型通所介護
2890100460	リハビリテーションと憩いの場わくわくさん	兵庫県神戸市東灘区魚崎北町1丁目13番9号	株式会社RE-GRA CE	兵庫県芦屋市陽光町8番20-1103号	令和5年10月1日	地域密着型通所介護
2890500271	ラグナケア荒田	兵庫県神戸市兵庫区荒田町3丁目75-10	社会福祉法人報恩会	兵庫県神戸市兵庫区大開通8丁目1番21号-2階	令和5年10月1日	地域密着型通所介護
2890500289	特別養護老人ホームラグナケア荒田	兵庫県神戸市兵庫区荒田町3丁目75-10	社会福祉法人報恩会	兵庫県神戸市兵庫区大開通8丁目1番21号2階	令和5年10月1日	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

神戸市告示第425号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和5年10月31日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	申請者法人名	申請者所在地	事業所名称	事業所所在地	廃止年月日	サービス種類
2875001709	有限会社広陵介護センター	兵庫県神戸市北区広陵町6丁目70番地	デイサービス広陵	兵庫県神戸市北区広陵町6丁目70番地	令和5年9月30日	地域密着型通所介護
2875101095	社会福祉法人イエス団	兵庫県神戸市中央区吾妻通5丁目2-20	特別養護老人ホーム東部高齢者介護支援センター	兵庫県神戸市中央区日暮通5丁目5-8	令和5年9月30日	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
2890500230	株式会社コミクト	兵庫県神戸市中央区筒井町3丁目2番25号	デイサービスらしく1号館	兵庫県神戸市兵庫区荒田町1丁目10-3 井上ビル1F	令和5年9月30日	地域密着型通所介護

神戸市告示第426号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第9条第1項の規定により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年10月31日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書体	
個人番号カード	個人番号カード及び住民基本台帳カード記載事項変更専用市長の印	38の2	れい書	方4
住民基本台帳カード	個人番号カード及び住民基本台帳カード記載事項変更専用市長の印	38の2	れい書	方4
在留カード	通知カード記載事項並びに在留カード及び特別永住者証明書住居地変更専用区長の印	66	れい書	縦4 横20
在留カード	通知カード記載事項並びに在留カード及び特別永住者証明書住居地変更専用区長の印	67	れい書	縦4 横20
特別永住者証明書	通知カード記載事項並びに在留カード及び特別永住者証明書住居地変更専用区長の印	66	れい書	縦4 横20
特別永住者証明書	通知カード記載事項並びに在留カード及び特別永住者証明書住居地変更専用区長の印	67	れい書	縦4 横20

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和5年10月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

令和5年10月31日 神戸市公報第3832号

(1) 一般

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
			認定面積 m <sup>2</sup>					
神戸市北区淡河町 中野 暢亨	香川県高松市花園町 平山 真大	北区八多町附物字ガサガサ 1977 北区八多町附物字ガサガサ 1978	田 772 田 830	本公告日 令和7年12月31日	10,000円/1筆 10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年に係る借 賃の全額を甲の住 所へ持参する。
神戸市北区淡河町 宮脇 二郎	神戸市北区淡河町 中西 明久	北区淡河町神田字坂西 538-2	田 1,227	本公告日 令和9年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市灘区灘北通 高木 悠太	神戸市西区伊川谷町 澁谷 美德	西区伊川谷町井吹字栗木谷 831 西区伊川谷町井吹字大谷 1442-1 西区伊川谷町井吹字大谷 1442-2 西区伊川谷町井吹字大谷 1442-3 西区伊川谷町井吹字大口 1443-1 西区伊川谷町井吹字大口 1443-2 西区伊川谷町井吹字大口 1443-3 西区伊川谷町井吹字大口 1443-4	田 3,056 畑 751 畑 373 畑 1.61 畑 726 畑 453 畑 0.99 畑 32	本公告日 令和8年3月31日	27,197円/1筆 6,683円/1筆 3,320円/1筆 14円/1筆 6,461円/1筆 4,031円/1筆 9円/1筆 285円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用 普通畑として利用 普通畑として利用 普通畑として利用 普通畑として利用 普通畑として利用	毎年12月20日まで に当該年度に係る借 賃の全額を甲の住 所へ持参する。
神戸市西区神出町 飯原 康代	神戸市西区神出町 飯原 清司	西区神出町廣谷字菅谷 3-1 西区神出町廣谷字菅谷 4-1 西区神出町廣谷字菅谷 5-1 西区神出町廣谷字菅谷 6-1 西区神出町廣谷字菅谷 7-1 西区神出町廣谷字菅谷 13 西区神出町廣谷字菅谷 15 西区神出町廣谷字菅谷 26-1 西区神出町廣谷字菅谷 27-1 西区神出町廣谷字菅谷 29-1 西区神出町廣谷字菅谷 38-1 西区神出町廣谷字菅谷 39	田 597 田 317 田 400 田 248 田 329 田 994 田 1,312 田 374 田 306 田 473 田 1,778 田 864	本公告日 令和15年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

		西区神出町廣谷字菅谷 49	田 1,342					
		西区神出町廣谷字菅谷 50-1	田 1,310					
		西区神出町廣谷字菅谷 51-1	田 569					





令和5年10月31日 神戸市公報第3832号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 三浦 健一	西区伊川谷町井吹字小池口 606 西区伊川谷町井吹字小池口 616-3 西区伊川谷町井吹字小池口 624-1 西区伊川谷町井吹字竹谷 757-1 西区伊川谷町井吹字栗木谷 821 西区伊川谷町井吹字栗木谷 825 西区伊川谷町井吹字大谷 1461	田 2,277 畑 185 畑 799 田 3,594 畑 2,273 田 1,578 畑 1,181	令和5年10月31日 令和16年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用 普通畑として利用 水田として利用 普通畑として利用 水田として利用 普通畑として利用	
神戸市西区伊川谷町 三浦 健一	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	東京都小平市上水本町 三浦 孝夫	西区伊川谷町井吹字深谷 657 西区伊川谷町井吹字深谷 662-2 西区伊川谷町井吹字深谷 663	田 2,928 田 782 田 1,376	令和5年10月31日 令和16年3月31日	19,080円/1筆 5,670円/1筆 5,850円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の 指定する方法で支払 う。 毎年度11月中に甲の 指定する方法で支払 う。
神戸市西区伊川谷町井吹602 三浦牧場株式会社 代表取締役 三浦 諒介	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 三浦 慎	西区伊川谷町井吹字深谷 662-1 西区伊川谷町井吹字竹谷 762	田 1,213 田 3,404	令和5年10月31日 令和16年3月31日	11,400円/1筆 28,900円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の 指定する方法で支払 う。 毎年度11月中に甲の 指定する方法で支払 う。
神戸市西区伊川谷町井吹602 三浦牧場株式会社 代表取締役 三浦 諒介	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 三浦 健一	西区伊川谷町井吹字一之瀬 678-2 西区伊川谷町井吹字栗木谷 813	田 561 田 2,983	令和5年10月31日 令和16年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							

令和5年10月31日 神戸市公報第3832号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 山吹 玉千代	西区伊川谷町井吹字一之瀬 680	田 2,938	令和5年10月31日 令和16年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 三浦 吉彦	西区伊川谷町井吹字一之瀬 691-1	田 1,597	令和5年10月31日 令和16年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 村上 貴史	西区伊川谷町井吹字一之瀬 702 西区伊川谷町井吹字越前 792 西区伊川谷町井吹字栗木谷 817 西区伊川谷町井吹字栗木谷 828-2 西区伊川谷町井吹字登り立 881 西区伊川谷町井吹字一之瀬 1427 西区伊川谷町井吹字栗木谷 1451 西区伊川谷町井吹字栗木谷 1454	畑 1,272 畑 999 畑 1,723 田 1,355 畑 1,770 畑 1,233 畑 261 畑 624	令和5年10月31日 令和16年3月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用 普通畑として利用 普通畑として利用 水田として利用 普通畑として利用 普通畑として利用 普通畑として利用 普通畑として利用	
神戸市西区伊川谷町 村上 貴史	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 三浦 弘子	西区伊川谷町井吹字竹谷 761	田 3,272	令和5年10月31日 令和16年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹602 三浦牧場株式会社 代表取締役 三浦 諒介	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							

令和5年10月31日 神戸市公報第3832号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区井吹台東町 三浦 昭徳	西区伊川谷町井吹字栗木谷 811-1	田 1,912	令和5年10月31日 令和16年3月31日	66,396円 / 1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の 指定する方法で支払 う。
神戸市西区伊川谷町 村上 貴史	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の 指定する方法で支払 う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 三浦 健一	西区伊川谷町井吹字栗木谷 816 西区伊川谷町井吹字栗木谷 1453	畑 1,504 畑 676	令和5年10月31日 令和16年3月31日	10,000円 / 1筆 5,000円 / 1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年度12月中に乙の 指定する方法で支払 う。
神戸市西区伊川谷町 村上 貴史	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の 指定する方法で支払 う。

令和5年10月31日 神戸市公報第3832号

(3) 解除条件付

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積㎡	開始年月日 終了年月日	貸借料物			
神戸市中央区日暮通 池田 拓耶	神戸市北区淡河町 藤井 義孝 神戸市北区淡河町 西浦 常次	北区淡河町中山字北上 663	畑 1,490の内298	本公告日 令和7年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに 当該年に係る借賃の 全額を甲の住所へ持 参する。
神戸市灘区桜ヶ丘町 上米良 学	神戸市北区淡河町 藤井 義孝 神戸市北区淡河町 西浦 常次	北区淡河町中山字北上 663	畑 1,490の内596	本公告日 令和7年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに 当該年に係る借賃の 全額を甲の住所へ持 参する。
西宮市門戸荘 金栄 亜衣子	神戸市北区淡河町 藤井 義孝 神戸市北区淡河町 西浦 常次	北区淡河町中山字北上 663	畑 1,490の内298	本公告日 令和7年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに 当該年に係る借賃の 全額を甲の住所へ持 参する。
神戸市東灘区本山中町 下梨 里紗	神戸市北区淡河町 藤井 義孝 神戸市北区淡河町 西浦 常次	北区淡河町中山字北上 663	畑 1,490の内298	本公告日 令和7年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに 当該年に係る借賃の 全額を甲の住所へ持 参する。
神戸市西区狩場台 田尾 綾香	神戸市西区押部谷町 頼光 利美	西区押部谷町木見字東平山ノ八 832-11	畑 1,100の内900	本公告日 令和8年3月31日	5,000円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。

神戸市公告

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年10月31日

神戸市長 久 元 喜 造

1 対象事業の概要

事業の名称	（仮称）白川地区土地造成事業	国営明石海峡公園（神戸地区）（神戸国際港都設計計画公園事業九・七・二しあわせの村）
事業者の名称	株式会社兵庫環境	国土交通省
代表者	代表取締役 松岡 成二	国土交通大臣 斉藤 鉄夫
所在地	神戸市中央区古湊通2丁目2番28号	神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎7階 国土交通省近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所
事業の種類	陸域の土砂埋立または盛土	レクリエーション施設の建設
事業の規模	17.5ha	233.9ha
事業の位置	神戸市北区山田町下谷上字 中一里山16-20他 神戸市須磨区白川字地藏坊 740-1他	神戸市北区山田町藍那字 傳庫他 神戸市西区伊川谷町布施畑 字柏木谷地内他

2 縦覧の期間

令和5年10月31日（火曜）から11月13日（月曜）まで

3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階

神戸市環境局環境保全課

4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告

都市公園の区域を変更するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年10月31日

神戸市長 久 元 喜 造

1 区域を変更する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
須磨寺町公園	須磨区須磨寺町1丁目	神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおり	縮 小

(2)供用開始の年月日

令和5年10月31日

# 令和5年10月31日 神戸市公報第3832号

## 神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年10月31日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	西	伊川谷町前開	縄手	942番2	3,001 m <sup>2</sup> のうち 72.16 m <sup>2</sup>	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。

別図は省略する。

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年10月31日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市長田区浜添通5丁目49番2  
開発許可を受けた者の住所及び氏名  
京都府京都市北区紫野上野町108番地1  
株式会社ゼロ・コーポレーション  
代表取締役 菊本 雅幸  
許可番号  
令和5年3月10日 第8105号  
（変更許可 令和5年8月30日 第2075号）
  
- 2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市北区鹿の子台南町6丁目21番1  
開発許可を受けた者の住所及び氏名  
名古屋市名東区一社3丁目7番地  
株式会社ユニホー  
代表取締役 丹羽 紀人  
許可番号  
令和5年5月16日 第8119号  
（変更許可 令和5年9月22日 第2081号）



区長訓令甲第1号

区役所

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年10月31日

東灘区長	中田	裕子
灘区長	丹本	陽
中央区長	八乙女悦範	
兵庫区長	古泉	泰彦
北区長	金本	忠義
長田区長	山端	恵実
須磨区長	熊谷	保徳
垂水区長	若松	謙一
西区長	真嶋	和弘

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

区長の権限に属する事務の専決規程（平成9年3月区長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（課長の専決事項）	（課長の専決事項）
第4条 課長の専決事項は、次のとお	第4条 課長の専決事項は、次のとお

りとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第217条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長共通専決事項 [略]

総務部地域協働課課長（総務担当）専決事項 [略]

総務部市民課長専決事項 [略]

総務部保険年金医療課長専決事項（北区役所総務部保険年金医療課長にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）

(1) 国民健康保険に係る各種異動処理に関すること。（総務部保険年金医療課課長の専決事項に属するものを除く）

(2)～(9) [略]

(10) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第49条及び第50条に規定する事務に関すること。

（総務部保険年金医療課課長の専決事項に属するものを除く）

りとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第217条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長共通専決事項 [略]

総務部地域協働課課長（総務担当）専決事項 [略]

総務部市民課長専決事項 [略]

総務部保険年金医療課長専決事項（北区役所総務部保険年金医療課長にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）

(1) 国民健康保険に係る各種異動処理に関すること。

(2)～(9) [略]

(10) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号）第49条及び第50条に規定する事務に関すること。

(11)～(26) [略]

総務部保険年金医療課課長専決事項(北区役所総務部保険年金医療課課長にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。)(西区役所総務部保険年金医療課課長にあっては、玉津支所の所管区域に係るものを含む。)

(1) 国民健康保険に係る各種異動処理に関すること(神戸市保険年金事務センターにおける届出・申請の受理、審査、登録、発行、報告その他これに類するものに限る。)

(2) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第49条及び第50条に規定する事務に関すること。(神戸市保険年金事務センターにおける届出・申請の受理、審査、登録、報告その他これに類するものに限る。)

保健福祉部生活支援課長専決事項 [略]

北神区役所市民課長専決事項 [略]

北須磨支所市民課長専決事項 [略]

北須磨支所市民課課長(保険年金担当)専決事項 [略]

(11)～(26) [略]

保健福祉部生活支援課長専決事項 [略]

北神区役所市民課長専決事項 [略]

北須磨支所市民課長専決事項 [略]

北須磨支所市民課課長(保険年金担当)専決事項 [略]

北須磨支所市民課課長専決事項

総務部保険年金医療課課長専決  
事項に属する事項に関すること

(玉津支所長の専決事項)

第5条 玉津支所長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 第4条課長共通専決事項、総務部市民課長専決事項（第8号を除く。）及び総務部保険年金医療課長専決事項に属する事項に関すること。

(玉津支所長の専決事項)

第5条 玉津支所長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 第3条課長共通専決事項、総務部市民課長専決事項（第8号を除く。）及び総務部保険年金医療課長専決事項に属する事項に関すること。

別表を次のように改める。

別表（第3条—第5条関係）

財務関係事務

1-1支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）

	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
01	報酬等	01	報酬	委員報酬	全て		○		
				非常勤職員報酬	全て		○		
				会計年度任用職員報酬（勤務時間が短い者）	全て		○		
02	手当等	03	職員手当等	扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当、通勤手当、退職手当、住居手当、其他手当、児童手当（会計年度任用職員のうち勤務時間の短い者）	全て		○		
03	共済費又は社会保険料	04	共済費	共済・健康保険組合負担金、地方公務員災害補償基金負担金、共助組合負担金、共済費事業主負担金	全て		○		
04	謝金その他これらに類するもの	07	報償費	報償費	300万円以下	○			
					100万円以下		○		
				報償費（定例的な報償）	100万円超	○			
					100万円以下		○		
05	旅費	08	旅費	遠距離旅費、国外旅費、近距離旅費（職員の旅費）（特別職非常勤職員の旅費を除く）	全て		○		
				遠距離旅費、国外旅費、近距離旅費（特別職非常勤職員及び職員以外の者の旅費）	100万円以下		○		
				会計年度任用職員通勤費（勤務時間が短い者）	全て		○		
06	交際費	09	交際費	交際費	全て		○		前渡金払の場合は、1-3その他の表8の項を適用する。
07	調達	10	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費	2,000万円以下	○			100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
					1,000万円以下		○		
				消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費（区長が指定するものA）	200万円以下	○			
					100万円以下		○		
				消耗品費（市長が指定するものを除く共通物品）	全て		○		
消耗品費（各種施設における給与品）	全て		○		100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。				

	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分		合議	備考		
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長				
08				電気料金	2,000万円以下	○			1,000万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。		
					1,000万円以下		○				
				電気料金（電気事業者の定める申込書によるもの）	全て		○				
	請負（その他）	10	需用費	ガス料金、上下水道料金	全て			○		入札又は見積合せで不調となり、電気事業者の定める申込書により契約する場合に限る。	
				修繕料	2,000万円以下	○					
					1,000万円以下		○				
				修繕料（区長が指定するものB）	200万円以下	○				100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。	
					100万円以下		○				
	調達	10	需用費	賄材料費（各種施設における給食、賄材料等食料）	全て			○			
	08	謝金その他これらに類するもの	11	役務費	一般役務費	300万円以下	○				
						100万円以下			○		
					一般役務費（定例的な報償）	100万円超	○				
					100万円以下			○			
調達、請負（その他）	11	役務費	一般役務費、その他通信運搬費	2,000万円以下	○				100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。		
				1,000万円以下			○				
			一般役務費、その他通信運搬費（区長が指定するものA、B）	200万円以下	○						
				100万円以下			○				
調達	11	役務費	一般役務費（証明書発行等に係る手数料）	全て			○		電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者が提供する同条第3号に規定する電気通信役務に関する料金をいう。		
			電気通信料金	全て			○				
			その他通信運搬費（後納郵便料金）	全て			○				
			保険料	全て			○				
労働者派遣契約	11	役務費	人材派遣料	2,000万円以下	○				金額は見積金額を示す。		
					1,000万円以下					○	
09	指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定	12	委託料	施設管理委託料	2,000万円以下	○		歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は総額とする。ただし、利用料金を当該指定管理者に収受させる場合は、当該管理に係る総経費の見積価額とする。		
						1,000万円以下					○

	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
	委託	12	委託料	その他委託料（工事）	2億円以下	○		歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は見積金額を示す。
					1億円以下		○		
				その他委託料（工事以外）	2,000万円以下	○			
					1,000万円以下		○		
10	調達	13	使用料及び貸借料	一般使用料等	全て		○		
				一般使用料等（電子計算上で使用するソフトウェアに係るもの）	2,000万円以下	○			
					1,000万円以下		○		
	物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	一般使用料等	2,000万円以下	○			1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 80万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
					1,000万円以下		○		
				一般使用料等（区長が指定するものC）	200万円以下	○			
				100万円以下		○		金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。	
請負（その他）、物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	自動車借上料	2,000万円以下		○		1 自動車借上料の契約を請負（その他）で締結する場合、100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。 2 自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、80万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。 3 自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。	
				1,000万円以下			○		
				自動車借上料（区長が指定するものB、C）	200万円以下	○			
					100万円以下		○		
請負（その他）	13	使用料及び貸借料	自動車借上料（タクシー利用料）（乗車票による利用に係るもの）	全て		○			



	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
	不動産の借入れ	13	使用料及び貸借料	土地借上料、家屋借上料	200万円以下	○		神戸市公有財産規則が適用されるものについては、地域協働局長及び行財政局部長（資産活用担当）（500万円を超えるもの。地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長経由）又は地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長（500万円以下）に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払の場合に準用する。
					100万円以下		○		
				土地借上料、家屋借上料（区長が指定するものD）	200万円以下	○			
					100万円以下		○		
11	請負（工事）	14	工事請負費	工事請負費	2億円以下	○		250万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。	
					1億円以下		○		
12	調達	15	原材料費	原材料費	2,000万円以下	○		100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。	
					1,000万円以下		○		
				原材料費（区長が指定するものA）	200万円以下	○			
					100万円以下		○		
13	調達	17	備品購入費	一般備品費、重要備品費	2,000万円以下	○		100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。	
					1,000万円以下		○		
				一般備品費、重要備品費（区長が指定するものA）	200万円以下	○			
					100万円以下		○		

	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
14	負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	18	負担金補助金及び交付金	負担金、補助交付金、分担金等	300万円以下	○			複数の相手方に対する負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの（以下「負担金等」という。）の金額を一の決裁により決定した場合、当該負担金等のうち一部のものに係る金額を変更するとき（変更後の当該負担金等の総額が変更前の当該負担金等の総額を下回るときに限る。）の決裁区分は、変更後の個一の負担金等の額に基づくものとする。この場合、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
					100万円以下		○		
15	負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	19	扶助費	扶助費	300万円以下	○			複数の相手方に対する扶助費の金額を一の決裁により決定した場合、当該扶助費のうち一部のものに係る金額を変更するとき（変更後の当該扶助費の総額が変更前の当該扶助費の総額を下回るときに限る。）の決裁区分は、変更後の個一の扶助費の額に基づくものとする。この場合、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
					100万円以下		○		

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。
- 2 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4 地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 5 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
- 6 本表における「区長が指定するものA」とは、災害応急に関するもの、新聞、図書券、乗車券、単価協定品、新聞・ラジオ・テレビ等による広告等に係る料金（競争性がないものに限る）、並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき買い入れる物品及び同号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 7 本表における「区長が指定するものB」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項等並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 8 本表における「区長が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。
- 9 本表における「区長が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
- 10 本表における「請負（その他）」とは、契約事務手続規程第13条に該当するものをいう。
- 11 本表における「共通物品のうち市長が指定するもの」については、総務事務センター長が別に定める。
- 12 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。
- 13 課長共通及び玉津支所長の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

別表（第3条—第5条関係）

財務関係事務

1-4契約

	決裁事項	節	節名称	細節名称	専決範囲	決裁区分		合議	備考	
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長			
01	調達	10	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費	100万円以下		○		100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。	
				消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費（区長が指定するものA）	200万円以下	○				
					100万円以下		○			
				消耗品費（市長が指定するものを除く共通物品）	全て		○			
				消耗品費（各種施設における給与品）	全て		○	100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。		
				電気料金	1,000万円以下		○			1,000万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
				電気料金（電気事業者の定める申込書によるもの）	全て		○			入札又は見積合せで不調となり、電気事業者の定める申込書により契約する場合に限る。
				ガス料金、上下水道料金	全て		○			
請負（その他）	10	需用費	修繕料	100万円以下		○		100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。		
			修繕料（区長が指定するものB）	200万円以下	○					
				100万円以下		○				
調達	10	需用費	賄材料費（各種施設における給食、賄材料等食料）	全て		○				
02	謝金その他これらに類するもの	11	役務費	一般役務費	300万円以下	○				
					100万円以下		○			
				一般役務費（定例的な報償）	100万円超	○				
					100万円以下		○			
調達、請負（その他）	11	役務費	一般役務費、その他通信運搬費	100万円以下		○	100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。			
			一般役務費、その他通信運搬費（区長が指定するものA、B）	200万円以下	○					
				100万円以下		○				

決裁事項	節	節名称	細節名称	専決範囲	決裁区分		合議	備考
					部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
調達	11	役務費	電気通信料金	全て		○		電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者が提供する同条第3号に規定する電気通信役務に関する料金をいう。
			その他通信運搬費（後納郵便料金）	全て		○		
			保険料	全て		○		
労働者派遣契約	11	役務費	人材派遣料	2,000万円以下	○			金額は見積金額を示す。
				1,000万円以下		○		
03 指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定	12	委託料	施設管理委託料	2,000万円以下	○		歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は総額とする。利用料金を当該指定管理者に収受させる場合は、当該管理に係る総経費の見積価額とする。
				1,000万円以下		○		
委託	12	委託料	その他委託料（工事）	2億円以下	○		歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は、見積金額を示す。
				1億円以下		○		
			その他委託料（工事以外）	2,000万円以下	○			
04 調達	13	使用料及び貸借料	一般使用料等	全て		○		100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
			一般使用料等（電子計算上で使用するソフトウェアに係るもの）	100万円以下		○		
物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	一般使用料等	80万円以下		○		1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 80万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
			一般使用料等（区長が指定するものC)	200万円以下	○			
				100万円以下		○		
請負（その他）	13	使用料及び貸借料	自動車借上料	100万円以下		○		100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	自動車借上料	80万円以下		○		1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 80万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。

決裁事項	節	節名称	細節名称	専決範囲	決裁区分		合議	備考
					部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
請負（その他）、物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	自動車借上料（区長が指定するものB、C）	200万円以下	○			自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
				100万円以下		○		
請負（その他）	13	使用料及び貸借料	自動車借上料（タクシー利用料）（乗車票による利用に係るもの）	全て		○		
不動産の借入れ	13	使用料及び貸借料	土地借上料、家屋借上料	200万円以下	○		神戸市公有財産規則が適用されるものについては、地域協働局長及び行財政局部長（資産活用担当）（500万円を超えるもの。地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長経由）又は地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長（500万円以下）に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払の場合に準用する。
				100万円以下		○		
			土地借上料、家屋借上料（区長が指定するものD）	200万円以下	○			
				100万円以下		○		
05	請負（工事）	14	工事請負費	工事請負費	250万円以下		○	250万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
06	調達	15	原材料費	原材料費	100万円以下		○	100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
				原材料費（区長が指定するものA）	200万円以下	○		
					100万円以下		○	

	決裁事項	節	節名称	細節名称	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
07	調達	17	備品購入費	一般備品費、重要備品費	100万円以下		○		100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
				一般備品費、重要備品費（区長が指定するものA）	200万円以下	○			
					100万円以下		○		

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。
- 2 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4 地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 5 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
- 6 本表における「区長が指定するものA」とは、災害応急に関するもの、新聞、図書券、乗車券、単価協定品、新聞・ラジオ・テレビ等による広告等に係る料金（競争性がないものに限る）、並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき買い入れる物品及び同号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 7 本表における「区長が指定するものB」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項等並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 8 本表における「区長が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。
- 9 本表における「区長が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
- 10 本表における「請負（その他）」とは、契約事務手続規程第13条に該当するものをいう。
- 11 本表における「共通物品のうち市長が指定するもの」については、総務事務センター長が別に定める。
- 12 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。
- 13 課長共通及び玉津支所長の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の第4条の総務部保険年金医療課長専決事項、総務部保険年金医療課課長専決事項及び北須磨支所市民課課長専決事項の規定は、令和5年10月1日から適用する。

神戸市北区公告

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人を次のとおり公告します。

令和5年10月31日

神戸市北区長 金 本 忠 義

- |   |          |                        |
|---|----------|------------------------|
| 1 | 本籍・住所・氏名 | 不詳                     |
| 2 | 性別       | 男性                     |
| 3 | 年齢       | 60～80歳代                |
| 4 | 特徴       | 身長約155cm、全裸、全身腐敗       |
| 5 | 死亡年月日    | 令和5年6月下旬頃と推定           |
| 6 | 発見年月日    | 令和5年8月8日午後5時16分        |
| 7 | 発見場所     | 神戸市北区有野台6丁目21番B33棟303号 |
| 8 | 死因       | 不詳                     |
| 9 | 遺留金品     | なし                     |



神戸市水道告示第22号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の休止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年10月31日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
35140	株式会社布引	神戸市中央区楠町 1丁目11-7	村上 義文	令和5年9月29日

神戸市水道告示第23号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年10月31日

神戸市水道事業管理者 藤原 政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42321	株式会社 寿ワークス	尼崎市七松町3丁目 17番20号 Dビル壱番館201号室	村上 廉太	令和5年10月31日
42322	有限会社 サークル・ワン	大阪府大阪市鶴見区 横堤2-2-14	幸 一也	令和5年10月31日
42323	株式会社きんぱい 兵庫事務所	神戸市東灘区深江浜町 85-1	藤原 正彦	令和5年10月31日

監査公表第5号

令和5年10月19日

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	福本富夫
同	しらくに高太郎

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定により提出された住民監査請求（令和5年8月21日提出）について、同条第5項の規定に基づき監査を行った結果を同項の規定に基づき別紙のとおり公表します。

令和5年10月19日付け  
監査公表第5号の別紙

神 監 1 第 208 号  
令和5年10月16日

A 様

神戸市監査委員	細 川 明 子
同	藤 原 武 光
同	福 本 富 夫
同	しらくに 高 太 郎

生活支援ショートステイへの支出に関する  
住民監査請求の監査結果について (通知)

令和5年8月21日に提出されました標記の住民監査請求について、地方自治法第242条第5項の規定により、監査した結果を次のとおり通知します。

## 第1 請求の要旨

請求人A（以下「請求人」という。）から令和5年8月21日付けをもって受け付けた神戸市職員措置請求書及び陳述の内容によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

### 1 請求の要旨

請求人の亡き父親B（以下「父親」という。）が、令和5年1月20日に、請求人の承認もなく中央福祉事務所保健福祉課（以下「保健福祉課」という。）に連れて行かれ、緊急一時保護され、施設に入所させられた。

生活支援ショートステイ（以下「ショートステイ」という。）の利用申請書に利用者である父親本人が署名しておらず、間違いがあり、神戸市（以下「市」という。）の受付印もなく、同じ公文書番号の利用決定通知書が2通存在している。それぞれに記載された利用料が異なっており、ショートステイとしてはあり得ない利用料が記録され、金額が3種類ある。また、施設からの領収書は偽造されており、これらは業務上過失致死からの責任回避のため、「緊急一時保護サービス（強制保護）」から「生活支援ショートステイ（任意保護）」に切り替えようと、中央福祉事務所が虚偽の公文書を作成・変造している。

ショートステイの利用について保健福祉課が不正を行い、社会福祉法人C（以下「法人C」という。）がショートステイの実施施設でない施設Dを利用したとして委託料を市から不正受領している。

市と施設が書面を隠蔽しているため、入所施設が他の社会福祉法人の運営する施設であっても、不正請求、不正受領は変わらない。

市が支払った利用料（委託料）の損害について返金を求めるべきである。また、保健福祉課に預けているお金を返金してもらいたい。

#### (1) 請求の対象職員

##### ア ショートステイの利用申請に対する利用決定について

中央福祉事務所

E 所長、保健福祉課 F 課長、同課 G 係長、同課 H 係長

##### イ 法人C（又は他法人）への委託料の支出について

福祉局介護保険課（以下「介護保険課」という。）

I 課長（支出担当者）、J 係長（検査員）

#### (2) 対象の財務会計上の行為等

保健福祉課 F 課長、同課 G 係長、同課 H 係長の不正及び法人C（又は他法人）の不正請求により、ショートステイの本人分以外の利用料（委託料）13,720円を、介護保険課 I 課長が支出し、法人C（又は他法人）が不正受領している。

#### (3) 違法又は不当な理由

ショートステイを利用した証拠となる書面は1枚もない状態で、市が、父親が利用していないショートステイの委託料を支出して、法人C（又は他法人）が不正受領している。

**(4) 市に対する損害**

市の不正な利用決定と法人C（又は他法人）の不正な請求に基づく支払い済み委託料 13,720 円。

**(5) 請求する措置**

- ア 市は法人C（又は他法人）に支払ったショートステイ委託料の不正請求分の返金を求めること。
- イ 保健福祉課預かり分の 10,300 円を請求人に返金すること。
- ウ 中央福祉事務所は虚偽の公文書を作成・変造しているため、保健福祉課の開示書面にある契約書に基づき書面とお金を正しく処理すること。

**理 由**

- 1 ショートステイ利用申請書に利用者である父親本人が署名しておらず、間違いがあり、市の受付印もない。また、同じ公文書番号の利用決定通知書が 2 通存在し、それぞれに記載された利用料が異なっており、ショートステイとしてはあり得ない利用料が記録されているなど金額が 3 種類あり、中央福祉事務所が虚偽の公文書を作成・変造している。
- 2 父親は、緊急一時保護サービスで法人Cが運営する施設Dに入所させられており、ショートステイは利用していない。ショートステイであったとしても、施設Dは要綱の指定施設でなく、中央福祉事務所が不正を行い、法人C（又は他法人）が委託料を不正請求、不正受領している。

**2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。**

**理 由**

神戸市役所の関係している様々な部所で隠蔽・放置されている案件となっているため。

**第 2 個別外部監査契約**

市長に地方自治法第 252 条の 43 第 2 項前段の規定による通知を行わなかった理由（監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めなかった理由）は、以下のとおりである。

請求人は、請求書に、「神戸市役所の関係している様々な部所で隠蔽・放置されている案件となっている」と記載しており、市内部の監査では正当な監査を望めるか疑問であると主張するが、監査委員は、市長から独立した機関であり、本件請求に係る案件に関与していない。

また、本件請求に係る案件の財務会計上の違法性・不当性の判断を行うにあたって、特に監査委員に代わる外部の者の専門的な知識や判断を必要とする事案とは認められない。

以上のことから、請求人が主張する監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるものとは認められない。

**第 3 監査の実施**

## 1 監査の対象

請求人は、神戸市職員措置請求書及び請求書に添付されている事実証明書で、令和5年1月20日から1月23日の間に起きた行為を取り上げ、利用のないショートステイに係る委託料13,720円は、中央福祉事務所による不正な利用決定、法人C（又は他法人）による不正請求、不正受領であり、市の損害について返金を求めるべきとし、対象となる行為と違法事由を特定している。

したがって、監査の対象を、

- ① 中央福祉事務所E所長によるショートステイの利用申請の受付及び利用決定、利用実績の確認に、違法又は不当な点があるか否か。
- ② 介護保険課I課長の行った、ショートステイに係る法人C（又は他法人）への委託料13,720円の支出事務手続き（支出負担行為、支出命令）に、財務会計上の義務に違反する違法又は不当な点があるか否か、とする。

なお、措置請求書には、上記以外にも、請求する措置として、

- ③ 保健福祉課預かり分の10,300円は返金してもらいたい、とするが、預かり分の金銭は、施設Lが利用者に請求する施設の利用料金であり、公金ではないものの、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等に関連する行為であることから、監査の対象であるか否かなど、について監査において確認する。

## 2 監査の実施

保健福祉課、介護保険課、福祉局高齢福祉課（以下「高齢福祉課」という。）の関係職員から令和5年9月14日に事情を聴取したほか、関係書類等について監査を実施した。

請求人に対しては、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の意向を打診したところ、令和5年9月14日に陳述書及び証拠として書面の提出があり、同日、陳述を聴取した。

## 第4 監査の結果

### 1 事実の確認

#### (1) ショートステイの制度概要

ショートステイの制度概要は、以下のとおりである。

#### ア 実施根拠

神戸市生活支援ショートステイ事業実施要綱（保健福祉局長（現福祉局長）決定）（以下「要綱」という。）に基づいて実施している。

事務マニュアルは、「介護保険外のサービス、相談事務の手引き（あんしんすこやかセンター・えがおの窓口用）」（令和4年4月）（以下「手引き」という。）中の「4. 生活支援ショートステイ」において事務の流れ等を定めている。

#### イ 事業内容

介護保険の要介護認定を受けていない方、又は「非該当（自立）」「要支援1」「要支援2」と判定された方が、一時的に居宅での生活が困難となったときに短期入所し、当該期間中の養護、健康増進、入浴及び食事サービスの提供、高齢者等及び家族に対する生活指導及び相談などを行う。

利用できる施設は、委託契約を締結している、要綱別表(第4条関係)「神戸市生活支援ショートステイ事業指定施設一覧」に掲げる17施設である。(令和4年10月現在)

短期入所の期間は、原則として、6か月につき7日以内である。

## ウ 利用申請手続き

利用者が、ショートステイ利用申請書を、あんしんすこやかセンター（以下「センター」という。）を経由して福祉事務所に提出し許可を受ける。

福祉事務所長は、申請について利用の要否を決定し、許可するときは、ショートステイ利用決定通知書を、センターを経由して申請者に交付する。

センターが、利用者に利用方法を説明し、利用者は、市が委託しているショートステイ実施施設の中から施設を選択してサービスの提供を受ける。

## エ 実施方法

事業は、実施施設を運営する社会福祉法人に委託して実施する。

実施施設としては、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設の短期入所専用床を利用して実施する。

## オ 利用決定及び委託料の支払いの根拠と権限について

ショートステイの利用については、要綱第6条に基づき、福祉事務所長が利用の要否を決定し許可する。なお、専決規程に基づき保健福祉課長が処理している。

委託料の支払いは、要綱第9条において、市長は、この事業に要する1日あたりの費用のうち、利用者が支払うべき金額を控除して得られた金額を委託料として施設に支払うと規定しており、介護保険課が処理している。

利用決定後の変更を踏まえた最終的な利用実績の確認について、保健福祉課が作成する入所中の処遇に関する個別のケース記録などを元に、サービスの利用日数を保健福祉課職員が確認し、介護保険課に報告している。

(費用等の基準)

利用料：5,680円（利用者負担 2,250円/日、公的負担 3,430円/日）※食費を含む。

送迎費：2,000円（利用者負担 200円/片道 公的負担 1,800円/片道）

※送迎費の対象は、「原則として居宅と施設間」と規定しているが、利用者の個別事情に対応しており、施設と病院の間の送迎も対象に含むことができる。

## カ 委託料の支払い事務処理手続き

ショートステイ委託料の支払い事務処理手続きは、以下のとおりである。

① 支払いは3期に分けており、第1期が4月から7月、第2期が8月から11月、第3期が



12月から翌年3月である。

- ② 介護保険課が、毎期の利用状況（利用件数、利用者名、利用期間、利用施設名、利用の理由、利用後の状況）について、各区保健福祉課に照会をかける。
- ③ 各区保健福祉課は、同課作成のケース記録等で利用状況を確認のうえ、「回答票」に入力し、介護保険課に返送する。
- ④ 実施施設は、委託契約に基づき「実績報告書」を作成して介護保険課に提出する。
- ⑤ 介護保険課は、別途、実施施設に対して、毎期の実績報告を依頼する。
- ⑥ 介護保険課は、各区保健福祉課からの「回答票」と実施施設からの「実績報告書」を照らし合わせて、齟齬がないことを確かめて支払いを行う。

## (2) 本件ショートステイの利用の経緯

本件ショートステイの利用に係る事実関係を確認したところ、以下のとおりであった。

- ア 令和4年2月25日、父親と請求人が喧嘩をし、父親の希望により居住するマンションの管理人が警察署に110番通報をした。警察署は、父親を親族宅に分離する措置を取った。後日、保健福祉課は、警察署からの高齢者虐待事案通報を受けて、父親への虐待案件として、センターとともに介入を開始した。
- イ 令和5年1月20日、父親が、請求人に虐待されていると保護を求め、警察署に3度目の110番通報をし、警察官2名が自宅マンションに向かい父親を保護した。
- ウ 同日、中央福祉事務所E所長は、養護者（請求人）との分離が必要であると判断し、父親のショートステイの利用を促して本人の同意を得たうえで許可し、法人Kが運営する施設Lでのショートステイの利用を決定した。
- エ 同日、父親は保健福祉課職員2名の同行のもと、警察署の警察車両により施設Lへ移送され、施設Lに入所し、本件ショートステイの利用が開始された。  
その際、請求人から施設利用に伴う利用料（概算）として32万円を警察官を通じて施設Lに預けた。
- オ 入所中の同月23日に、父親の容体が悪化したため、病院Mを受診し、そのまま病院Mに入院することとなり、同日、施設Lを退所し、本件ショートステイの利用が終了する。
- カ 保健福祉課は、警察署に所定のショートステイ利用申請書を持参しておらず、後日、センター職員が利用申請書を代筆にて作成し、その後、保健福祉課が利用申請書を受け取った。
- キ 同年2月1日、保健福祉課で、ショートステイ利用決定通知書を作成した。
- ク 同年2月7日、父親は、肺炎の悪化により病院Mで死亡した。

**(3) 本件ショートステイの利用実態**

**ア 対象者要件**

父親は、要綱第5条の第1項に定める、介護認定の「非該当（自立）」に相当すると認められる60歳以上の高齢者で、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」においてランク「I」に、併せて「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」においてランク「J」に該当し、一時的に在宅での生活が困難となり、短期入所による支援が必要となった者に該当する。

また、世帯区分は、「その他の世帯」（生活保護世帯以外の世帯）に該当する。

（参考：判定基準）

ランク I：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。

ランク J：何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。

（1 交通機関等を利用して外出する。2 隣近所へなら外出する。）

**イ 利用期間**

令和5年1月20日から令和5年1月23日の4日間

**ウ 利用施設**

「神戸市生活支援ショートステイ事業指定施設一覧」に掲げる施設L

**エ 利用料**

利用者負担分： 9,200円（内訳：2,250円/日×4日＋送迎費 200円）

公費負担分： 15,520円（内訳：3,430円/日×4日＋送迎費 1,800円）

**(4) 本件ショートステイに係る委託料の支払い事務**

ア 令和4年4月1日付けで、市と施設Lを運営する法人Kがショートステイ事業に係る委託契約を締結した。

イ 神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月29日訓令甲第7号）別表第2の12「委託料」「その他委託料（工事以外）」「1,000万円以下」により、1,000万円以下の委託料については、介護保険課I課長が専決で決裁している。

ウ 令和5年4月5日付けの介護保険課からの第3期の利用状況の照会を受けて、同月17日に保健福祉課が、本案件分を含め、第3期（12月から翌年3月分）のショートステイの利用実績を確認して「回答票」に記入して介護保険課に送付した。

エ 同年4月18日、介護保険課は、ショートステイ実施施設に対して、第3期の「実績報告書」の提出を依頼した。同年5月11日、施設Lは、「実績報告書」を作成して介護保険課に提出した。

オ 同年5月12日、介護保険課が、施設Lから、ショートステイ委託料の同年3月31日付けの

「納品書兼検査調書」及び、同年5月12日付けの「請求書」を受領した。

カ 同年5月17日、介護保険課I課長がショートステイ第3期委託料について、本件ショートステイに係る「支出負担行為書等」を同年3月31日付けで作成した。

キ 同年5月18日に「納品書兼検査調書」と添付書類を元に、保健福祉課から送付された施設Lの利用実績（利用件数）の「回答票」及び、施設Lから送付された「実績報告書」を照らし合わせて、法人Kの請求内容に請求漏れや、施設の利用日数や送迎の有無に齟齬がないかを、検査員の介護保険課J係長と立会人の担当職員により確認した。同日、介護保険課I課長が履行検査の結果と請求内容を確認のうえで「支出命令書」を作成して会計室に送付した。

ク 同月22日に、会計室が当該「支出命令書」を受付し、同月25日に支払いを完了した。

## 2 当局の説明

保健福祉課、介護保険課、高齢福祉課からは、次のとおり説明があった。

### (1) 本件ショートステイの利用に係る経緯について

#### ア ショートステイ実施施設について

請求人は、本案件は担当するセンターを運営する法人Cが、センターに併設する施設Dを父親が利用したものと主張するが、実際の実施施設は、市とショートステイ事業に係る委託契約を締結する法人Kが運営し、要綱において指定されている施設Lである。

本案件では、請求人による父親への虐待防止対応のため、父親を分離する対応をとっており、父親の希望もあり、入所する施設名は秘匿することとしていた。父親の死亡後においても、神戸市死者情報の提供に関する取扱要綱第7条第4号に基づき、市の事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあることから同様の取扱いとしており、請求人には、中央福祉事務所が高齢者虐待であると判断していたこと、父親の意思による施設利用であったこと、施設名が開示できないことについて説明してきたが理解するところとなっていない。

#### イ 虐待案件の認定について

請求人による高齢者虐待としての父親による警察署への通報は、これまで令和4年2月25日、同年8月7日、令和5年1月20日の3回あった。それぞれについて、警察署長より市長宛に「高齢者虐待事案通報票」が届いている。

令和4年3月3日、中央福祉事務所において、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、健康福祉課長、あんしんすこやか係長、同担当係長、センター職員が出席するコアメンバー会議\*を開催し、虐待が疑われる事実が確認され、身体的虐待と判断している。

健康福祉課（令和4年4月より保健福祉課）は、虐待案件として、センターとともに介入を試みたが、父親との面会や父親への支援については、早急な安否確認のための訪問と度重なる面会依頼を行ったものの請求人からの拒否が続いた。

\* 区保健福祉部高齢者虐待担当部署職員及びセンター職員によって構成され、通報等に対する

「虐待の有無の判断」や「緊急性の判断」、「今後の対応方針」について市町村の責任において決定する会議。

#### ウ 高齢者虐待防止のための分離について

令和5年1月20日の通報時に警察署において父親と面談したとき、父親は請求人の虐待を理由に自宅への帰宅を拒否し、請求人に行先も伝えたくないと申し出たため、中央福祉事務所E所長は、父親本人が明確に保護を求めており、緊急に保護・分離が必要と判断した。

本案件は、高齢者虐待防止法に基づく対応の一環として、保護・分離する手段として、請求人が父親の介護認定を拒否していたため、父親は要介護認定を受けておらず、介護保険サービスによる緊急一時保護サービスの利用が困難であることなど、様々な状況を総合的に判断し、要介護認定手続きを並行して進めながら、本人の意思確認が可能であったことから、要介護認定がなくても利用できるショートステイが利用できる施設Lを案内し、父親の同意を得て分離した。

#### (2) 請求人の主張について

##### ア 施設Dでの緊急一時保護と施設Dでの虐待の事実について

父親が請求人の主張する法人Cが運営する施設Dに緊急一時保護されていたという事実はない。利用した施設Lは、要綱で指定する施設である。

また、施設Lにおいて、不適切な介護という状況は確認できなかった。

##### イ 「保健福祉課職員の不正により、令和5年1月20日から1月23日に請求人の父親が利用した証拠となる書面はなく、法人C（又は他法人）が利用していないショートステイの委託料を市に不正に請求、受領しており、市に損害を与えている。返金してもらおうべきだ」という主張について

父親の保護・分離を図るため、ショートステイの利用を決定し、法人Kが運営する施設Lでの介護は適切に行われており、市は、利用されたショートステイについて適切な請求のもと委託料が支出されており、市に損害は見あたらない。

なお、令和5年1月20日から1月23日までの父親の施設L入所中の状況は、施設Lと保健福祉課職員で情報共有は行っており、やり取りの記録が同課作成のケース記録に記載されている。

##### ウ 「ショートステイ利用申請書は父親が署名したのではなく、市の受付印もない」という主張について

ショートステイの利用にあたっては、緊急対応であったこともあり、令和5年1月20日の警察署における父親との面談時に利用申請書を持参していなかったことから、警察官、保健福祉課職員、センター職員の複数名が立ち会う中で、口頭で父親本人の申請の意思確認を適切に行ったうえ、同日に許可したものである。

利用申請書については、後日、同月23日にセンター職員が代筆したものを、要綱及び手引きに基づいて同月24日に中央福祉事務所で受理し、利用決定を行ったものであり、代筆については、面談時の父親は、職員の質問に対する応答が可能で、回答も一貫しており、意思表示

に支障がない状態であることなどから、正常な判断能力を有していると保健福祉課職員は確認しており、本人の了承のうえで、利用申請したものであることから有効なものと考えている。

## エ 預かり依頼をした施設Lの利用料について

### (ア) 施設Lの利用料を預かるに至った経緯について

父親が、令和5年1月20日から1月23日まで、施設Lにおいてショートステイを利用していましたが、同月23日に容体が悪化し病院Mを受診し、そのまま入院した。その際、施設の預かり金をいったん病院Mに全額預けた。

施設は、通常であれば退所時に利用料を領収するが、急な退所で請求書が用意できず、後日精算することとなったが、父親が入院先の病院Mで同年2月7日に死亡することとなったため、父親本人から領収することができなくなった。

また、請求人に施設名を秘匿にしていたため、施設Lの利用料の支払いを請求人に依頼することはできなかった。そのため、施設Lの依頼を受けて、保健福祉課が取り次ぐ必要があった。

同年2月7日、保健福祉課が、未払いとなっている施設Lの利用料の精算を仲介するために、病院Mに対し、施設から依頼された金額の取り置きを依頼し、10,300円を保健福祉課が預かった。

病院Mは、精算の際に、父親の所持金から施設Lの利用料10,300円を差し引くことについて請求人の同意を得ている。

### (イ) 「ショートステイ利用決定通知書は、金額も3種類（10,300円、9,400円、9,200円）あり、父親の死亡した2月7日以降に書面が作成されている可能性があり、中央福祉事務所は虚偽の公文書を作成・変造している」との主張について

保健福祉課は、要綱に基づき利用決定通知書を作成しており、本案件につき決裁を経た利用決定通知書は、令和5年2月1日に作成した「9,200円」の記載がある1通である。

請求人の主張する同年2月8日に作成された「10,300円」と記載のある利用決定通知書の写しは、保健福祉課が施設Lに依頼されて施設Lに係る利用料等の取り置きを病院Mに依頼するにあたり、病院Mから文書を求められたため、施設から口頭で聞いた金額を利用決定通知書の写しの利用料の金額9,200円を10,300円（内訳：利用料9,200円＋施設Lが立て替えた高速道路代1,100円）に上書き記載したものを添付し、病院MにFAXにより送付したものであり、保健福祉課が、申請者である父親に通知するために作成した利用決定通知書ではない。利用決定通知書はその写しも含めて、本来、病院Mに交付することが予定されたものではない。

この10,300円の金額の添付書類（利用決定通知書のコピーを利用した書類）が、後に病院Mから請求人の文書開示請求に基づき開示されることとなったため、請求人は利用決定通知書が2種類あると誤解するに至ったと思われる。

ただし、緊急を要したとしても、施設Lから利用料として保健福祉課が依頼された金額を利用決定通知書の写しに加筆して第三者へ送付するという行為は公文書に対する信頼を損ねかねない行為であり不適切であった。

なお、請求人が主張する9,400円の利用決定通知書について、保健福祉課では把握していない。

**(ウ) 「保健福祉課預かり分の 10,300 円を返金してもらいたい」との主張について**

病院Mが取り置いた 10,300 円を保健福祉課が預かったことは事実（預かった経緯は前述(ア)のとおり）であるが、ショートステイの利用は適切になされており、預かった 10,300 円のうち、利用料 9,200 円は既に施設Lが領収済みであるため返金は要しない。

なお、預かった 10,300 円から、施設Lに利用料 9,200 円を支払った後に 1,100 円が保健福祉課に残されている。

これは、当初は利用料と併せて請求されていた施設Lから病院Mへの移送時の高速道路代であるが、施設Lより、施設の所在地が類推される恐れがあるため、請求を放棄する旨の申し出を受けたことから 1,100 円を請求人に返金する予定である。

**(エ) 施設Lの利用料に係る発行者の記載のない領収書の交付について**

請求人が、利用料の令和5年1月31日付けの領収書を請求した際、発行者の住所、名称の記載のないものが保健福祉課を経由して、請求人に同年2月17日に郵送されたが偽造されたものであるとの主張については、領収書は施設Lが作成したものであり、施設Lから保健福祉課が預かって請求人に送付したものである。施設Lからは、虐待案件で虐待者に交付するときは施設名がわからないように発行者名を記載しないと聞いている。

**3 判 断**

請求人の主張について、前記事実関係の確認、保健福祉課、介護保険課、高齢福祉課の説明及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

**(1) 「中央福祉事務所E所長によるショートステイの利用申請の受付及び利用決定、利用実績の確認に、違法又は不当な点はあるか否か。」について**

**ア ショートステイを利用した事実について**

請求人は、父親がショートステイを利用していない、あるいは、ショートステイの指定施設でない施設Dを利用したと思われると主張するが、保健福祉課において起案された決裁並びに父親本人の施設Lの入所の同意を記録した同課作成のケース記録、センターが作成する記録によって認定した事実によれば、警察官、保健福祉課職員、センター職員の複数名が立ち会う中で、父親本人の同意を得たうえで許可し、法人Kが運営する施設Lでショートステイを利用したことは明らかであり、保健福祉課による利用決定、法人Kの請求行為は架空請求とは認められず、違法又は不当であるとは認められない。

また、請求人が主張するショートステイの指定施設でない法人Cが運営する施設Dを利用した事実は認められない。

したがって、法人C（又は他法人）が不正に受領したとする請求人の主張には理由がない。

**イ ショートステイの利用申請の受付及び利用決定の違法性又は不当性について**

請求人は、本件ショートステイ委託料の支出の違法事由として、本件ショートステイの利用の違法性を主張するため、保健福祉課が本件ショートステイを利用決定したことに違法性又は不当性が存するか否かを検討する。

**(ア) 請求人が主張する緊急一時保護サービスからショートステイへの切り替えについて**

本案件において、緊急一時保護サービスを適用し、あるいは適用しようとした事実はなく、請求人の主張には理由がない。

本案件の父親の場合には、老人福祉法及び高齢者虐待防止法に基づいて、分離について総合的に判断した結果、施設Lにおけるショートステイが適切と判断して決定したものであり、違法又は不当な点は認められない。

**(イ) 利用決定手続きについて**

本件ショートステイの利用申請は、緊急対応であったこともあり、警察署における父親との面談時に利用申請書を持参していなかったことから、警察官、保健福祉課職員、センター職員の複数名が立ち会う中で、口頭で確実に父親本人の申請の意思確認を行ったうえ、許可したものである。

また、申請時の父親について、職員の質問に対する応答が可能で、回答も一貫しており、意思表示に支障がない状態であることなどから、正常な判断能力を有していると保健福祉課職員は確認しており、父親本人の了承のうえで、利用申請したものであることから有効なものと考えられる。

本件ショートステイの利用申請は、申請書をセンター職員が代筆したとしても、同課作成のケース記録のとおり、複数の職員の立会の元で父親の意思を確認しており、利用者本人の意思表示に基づくものであって、父親との面談時に利用申請書を持参していなかったことから、本件利用申請について父親が記載できないために、センター職員が代筆をし、それに基づき中央福祉事務所E所長が利用決定したことに手続き上の瑕疵はなく、要綱に基づく利用申請書及び利用決定通知書は追完されており、違法又は不当な点は認められない。

**(ウ) 公文書（利用決定通知書）の改ざん（虚偽の公文書作成・変造）と請求人が主張することについて**

ショートステイ利用決定通知書で、虐待案件のため交付していなかった本人通知用の金額を9,200円から10,300円に訂正して、病院Mへ「金銭預かり依頼書」に添付してFAXで送信した行為について検討する。

本案件では、あたかも利用料10,300円の利用決定通知書が存在し、本来の利用料9,200円が記載された利用決定通知書と合わせて2通の利用決定通知書が存在するかのようになってしまっている。保健福祉課で起案された決裁を確認した結果、利用決定通知書は、保健福祉課で適正に決裁をとっており、利用決定に違法又は不当な点は認められない。

この正式な利用決定通知書の金額を、施設側の意向があったとはいえ、病院Mに対する資料としながらも不用意に金額を上書き記載して添付し送付する行為は極めて不適切であったといえるが、この行為が委託料の支出自体の違法につながるものではない。

**(エ) 総括**

事実を調査した結果、ショートステイの利用申請において手続に問題はなく、利用決定は妥当であり、この行為に請求人が言う違法性は認められない。

本件ショートステイの利用の経緯を踏まえると、保健福祉課への死者情報提供依頼によ

り提供された利用決定通知書の施設名が空欄となっていたり、異なる金額が記載された2種類の利用決定通知書が、それぞれ保健福祉課及び病院Mから開示されたりしたことで、請求人がショートステイの利用実態に疑念を抱くきっかけとなったと推認される。

**(2) 「介護保険課 I 課長の行った、ショートステイに係る法人 C (又は他法人) への委託料 13,720 円の支出事務手続き (支出負担行為、支出命令) に、財務会計上の義務に違反する違法又は不当な点があるか否か。」について**

本件事業者への介護保険課 I 課長の支出は、規程どおりの手順に沿って、支出金額に齟齬がないよう、保健福祉課からの「回答票」と、法人からの「請求書」と「実績報告書」を突合しながら、その履行を「納品書兼検査調書」で検査したうえで、支出負担行為及び支出命令を神戸市長の権限に属する事務の専決規程の規定に基づき、介護保険課 I 課長が決議して、最終的に会計管理者により支出されており、違法又は不当な点は認められず、これにより市に損害が発生するものではない。

また、介護保険課においては、保健福祉課の提出する「回答票」のみで支出するという事務の流れにはなっておらず、施設 L から提出された「実績報告書」で確認し、自ら関係書類を確認して書面審査を行っており、書類の整合性をチェックしたうえで、サービスの利用が行われているということを事実認定して支出命令を出しており、その支出過程において財務会計法規上の支出事務手続きに違法又は不当な点は認められない。

本案件では、法人 K から送迎費 1,800 円の請求が漏れていたことにより、請求人が行った情報公開請求により開示された支出関係書類に記載の支出額が、施設 L の領収書その他の書類と整合しないことが請求人に誤解を与える一因となったと推認される。

**(3) 保健福祉課預かり分の 10,300 円を請求人に返金することについて**

保健福祉課による 10,300 円の預かり金の請求人への返金については、下記のとおり、公金の支出ではなく市に損害をもたらすものでもなかったため、監査の対象とはならない。

事実を調査した結果、当初、施設 L は 10,300 円の預かりを市に依頼していたが、9,200 円は施設 L が要綱に規定された利用料として領収し、高速道路代 1,100 円は請求を放棄しているのであり、この行為に請求人が言う違法性は認められない。

なお、保健福祉課が施設 L の依頼を受けて病院 M から利用料相当額を預かり、施設 L に渡し、施設 L から、発行者名のない領収書を預かって請求人に送付したことは、虐待案件である本案件の経緯に照らせば、施設を秘匿にするため、やむを得なかったと考えられる。

**第 5 結 論**

以上のことから、市は、法人 C (又は他法人) が不正に受領したショートステイ委託料を返還させるべきであるという請求人の主張については理由がない。

よって、措置の必要を認めない。

なお、監査の結果は以上であるが、本案件に関連して、今後より一層の事務改善に努められるよう、以下のとおり、意見を付する。



## 意見

### 1 ショートステイの事務処理について

事務マニュアル等において利用申請及び利用決定、並びに利用料の徴収などに関する手続きについて、下記の点に留意しながら必要な見直しを検討されたい。

#### (1) ショートステイ委託料の支出事務について

委託料の支出事務については、各区の福祉事務所からの「回答票」と、社会福祉法人からの「実績報告書」及び「請求書」をもって福祉局で処理されることとなっている。

しかしながら、福祉局においては、送迎実績の記載漏れがあっても支払手続きが可能となることから、実施施設及び利用決定した福祉事務所からの実績報告の方法、書類の見直しについて改善するなど、履行内容の確認をより一層徹底されたい。

#### (2) ショートステイ利用料の徴収等の事務について

ショートステイの利用料の徴収等の事務については、本来、施設が徴収するものであるため、市においては事務処理手順を定めるものではないが、緊急時など実際の利用実態を踏まえ、事務処理方法や手順について検討されたい。

また、施設の利用料金等について、利用者へ説明する事務処理手順が不足していると思われるので、ルール等を整備されたい。

なお、今後も高齢者の虐待案件における利用が見込まれるのであれば、入所施設名の秘匿や利用料徴収に関する例外規定などについてあらかじめ検討されたい。

### 2 公文書の取扱いについて

本案件に見られるように、施設や病院などの関係機関に対する一時的な内部文書との認識であることを理由に、職員が公文書を不用意に上書き記載するなどの公文書を作成したことは、公文書の取扱いとして不適切である。

公文書の適切な取扱いについて、今一度コンプライアンス遵守を徹底するとともに、事務マニュアル等を通じて徹底を図られたい。

### 3 高齢者の虐待案件における対応について

高齢者虐待への対応は、利用者の依頼や契約関係に基づく支援とは異なり、虐待を受けている高齢者の生命や身体、財産を保護し、安全で安心な生活を再構築するものである。

緊急を要する高齢者虐待の防止と養護者に対する支援を早期かつ適確に実行するために、一連の手順について点検し、これまでの高齢者虐待のケーススタディを行うことで、高齢者の権利利益の擁護につながるよう努められたい。

その上で、円滑に実施できるように、職員が法令や制度とその運用、事務処理手順の理解を深めるために研修等の充実を図られたい。